

五戸町農産物直売等拠点施設出荷登録者規約（原案）

1 目的

地元産品の販売促進による地域振興、周辺地域の買物弱者支援及び健康増進を図るため、地元生産者・加工業者で五戸町農産物直売等拠点施設（以下、「直売所」という。）へ農林水産物や加工品又は手工芸品等（以下、「直売品」という。）の出荷をする者（以下、「出荷登録者」という。）を募集するとともに、その内容について定めるものである。

2 定義

この要項における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 施設運営者

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者で、直売所の管理運営を行う者をいう。

(2) 出荷

「3 出荷登録申込み」に規定する出荷登録者が、直売品を生産、加工、製造又は保管している場所から直売所へ運搬することをいう。

(3) 納品

出荷した直売品に出荷登録者が商品ラベルを貼付し、陳列可能な状態にすることをいう。

(4) 陳列

納品された直売品を出荷登録者が直売所内の商品棚に配置することをいう。

(5) 撤去

陳列された直売品を直売所内の商品棚から取り除き、引取用直売品保管場所へ移動させることをいう。

(6) 引き取り

撤去等された直売品を直売所外へ運搬することをいう。

3 出荷登録申込み

(1) 申込場所

出荷登録の申込みを行う事務局は、直売所内に置くものとする。

ただし、直売所の開業前までの間は、運営候補者事務所内（コムラ醸造株）に置くものとする。

(2) 出荷条件

出荷登録者は、以下すべてを満たす者とする。ただし、出荷にあたっては五戸町内居住者又は町内所在事務所を優先的に取り扱うものとする。

- ① 五戸町、三八上北地域又は岩手県北地域に居住し、若しくは事務所が所在し、直売品を自ら生産、加工、製造又は販売している者
- ② 反社会的勢力に該当しない者
- ③ 公序良俗に反せず、法令を遵守できる者

(3) 申込み及び出荷登録手続き

申込みの手続きは次のとおりとする。

- ① 出荷登録を希望する者（以下、「申請者」という。）は、「出荷登録者申込書」（様式第1号）を事務局へ提出する。
- ② 事務局は、必要に応じて新規出荷登録者説明会を開催するものとし、開催する旨、申請者へ通知するものとする。
- ③ 申請者は、新規出荷登録に係る説明を受け、「6 申込方法」に記載する必要書類を提出するとともに、「3（5）登録手数料」に規定する登録手数料を支払うものとする。
- ④ 事務局は、書類の内容を確認した上で、「生産者コード」等の必要情報を申請者へ連絡する。
- ⑤ ④の連絡をもって出荷登録者とする。

(4) 登録期限

「3（3）申込み及び出荷登録手続き」に係る期限は設けないものとする。

(5) 登録手数料

五戸町内居住者又は町内所在事務所の出荷登録者は登録手数料を1千円とする。
それ以外の出荷登録者は登録手数料を1万円とする。

4 出荷規程

(1) 販売手数料等

直売品の出荷にあたり出荷登録者が施設運営者に支払う販売手数料等は、以下のとおりとする。

① 販売手数料

以下の商品項目ごとの売上金額に販売手数料率を乗じた額の合計

なお、合計額に1円未満の端数が生じる場合には、端数を切り捨てした額とする。

商品項目	具体品目	販売手数料
農林水産物	野菜、果物、米、花 など	販売価格の18%
	精肉	販売価格の18%
加工食品等	賞味期限表記の農林水産加工品、菓子、惣菜 など	販売価格の20%
	消費期限表記の農林水産加工品、菓子、惣菜 など	販売価格の18%
手工芸品等	陶器、民芸品、	販売価格の25%
	各種雑貨	販売価格の25%

※冷蔵・冷凍庫を使用する場合には、各項目販売手数料率に2%加算する。

② ラベル代

直売品に貼付するラベルを印刷した枚数に、1枚当たり2円を乗じた額

③廃棄手数料

出荷登録者が、直売品の廃棄を依頼する場合又は引き取りすべき直売品を引き取りしない場合、その日数に300円を乗算した額と5,000円とを比較し、低い金額とする。

(2) 施設利用

施設の利用にあたり、出荷登録者の遵守事項及び施設運営者の出荷登録者に対する協議事項等を次のように定める。

① 陳列及び引取時間

- ・直売品の陳列及び引取時間は、主として午前8時から午前9時までとする。ただし、営業時間中も陳列及び引き取りを行うことができるものとする。また、直売品の販売情報の情報提供等により営業時間中に直売品の追加陳列を行うことができるものとする。

② 販売価格

- ・直売品の販売価格は、出荷登録者が任意に設定できるものとする。ただし、施設運営者が市場価格や類似商品の価格と著しく均衡を欠くと判断したときは、価格の調整を行う。

③ 販売管理

- ・直売品は、施設運営者に販売委託されたものとみなす。
- ・販売実績は施設運営者がPOSレジにて管理し、出荷登録者ごとに集計を行う。

④ 納品及び陳列

- ・直売品は、消費税を含む内税式（税込み）の表示価格ラベルを貼付して販売する。
- ・直売品は出荷登録者が自ら搬入し、施設運営者が指定する場所への陳列を行うものとする。
- ・陳列状態について、施設運営者が運営上問題があると判断したときは、出荷登録者が行った陳列を変更することができるものとする。
- ・直売品の出荷品目及び出荷量は出荷登録者の裁量とする。ただし、出荷品目の追加は施設運営者へ申請を行い、許可を得なければならない。なお、一の出荷品目について過剰出荷が予想される場合は、施設運営者は出荷量の制限を行うことができるものとする。

⑤ 品質管理

- ・農産物を出荷する出荷登録者は、農薬使用履歴が確認できる書類（以下、「栽培管理記録等」という。）の提出を行わなければならない。栽培管理記録等の提出を行わない場合は、直売品の出荷を行うことができないものとする。なお、出荷登録者が栽培履歴のフォーマットを持っていない場合、施設運営者で準備出来るものとする。
- ・施設運営者は、農産物の栽培管理にあたり農薬等の使用について必要に応じて有識者を紹介・指導が出来るものとする。
- ・農産物を出荷する出荷登録者は、施設運営者が農産物の栽培管理にあたり農薬等の

使用について指示又は指導を行った場合は、これに従うこととする。

⑥ 情報提供

- ・施設運営者は1日2回程度、販売情報の提供を出荷登録者へ行うものとする。
- ・情報提供の方法は出荷登録者指定のメールアドレスへ送付する方法により行うものとする。
- ・出荷登録者は、販売情報提供のメール配信について停止を申し出ることができる。

⑦ 代金精算

- ・施設運営者は、出荷登録者の売上を毎月月末に締めることとし、翌月15日までに出荷登録者の指定口座に、「4(1).販売手数料等」に規定する販売手数料等を引いた金額を振り込むものとする。

⑧ 撤去の基準

- ・施設運営者は、直売品の鮮度等を確認し、陳列に適さないと判断した場合は撤去するものとする。
- ・青果物の撤去基準は、青果物ごとの鮮度等をもとに、施設運営者及び出荷登録者で協議するものとする。
- ・加工品等の撤去は、賞味期限等を基準とし、施設運営者及び出荷登録者で協議するものとする。

⑨ 引き取り

- ・出荷登録者は、直売品の陳列状態、納品状態及び引取用直売品保管場所を確認し、適切に引き取りを行わなければならない。
- ・施設運営者は、出荷登録者に対して直売品の引取状況を確認し、引き取りの指示をすることができる。
- ・施設運営者は、出荷登録者が引き取りの指示に従わないとき又は指示に従わない状態を繰り返すときには、必要な措置を講ずることができる。

⑩ クレーム対応

- ・販売した直売品の事故及びクレーム対応は施設運営者が行う。ただし、出荷登録者に明らかな原因がある場合には、施設運営者は出荷登録者に原因究明及び再発防止を求めるものとする。
- ・事故等により費用請求があった場合は、施設運営者が速やかに対応する。ただし、出荷登録者に明らかな事故原因があると判断される場合は、施設運営者は当該出荷登録者にその負担を求めるものとする。

(3) 出荷要件

直売品の出荷要件は次のとおりとする。

- ① 出荷できる直売品は、適正な品質と安全性を備えた農林水産物等又は加工品、手工芸品とし、不良品の出荷は不可とする。
- ② 出荷できる直売品は、自ら生産する農林水産物等又は自ら加工・製造又は販売する加工品や手工芸品とする。

- ③ 出荷登録者は①、②の規定にかかわらず、施設運営者が許可した出荷品目、出荷時期、陳列範囲において、仕入れた直売品の販売ができるものとする。
- ④ 食品衛生法その他関連法令に基づく適正な生産、出荷方法を遵守することとする。
- ⑤ 製造物責任法に対する対応として、製造者・出荷登録者が自らの責任において保険加入等を行うものとする。

5. 会議

(1) 開催

施設運営者は、施設運営者及び出荷登録者が参集する会議を営業年度につき少なくとも1回開催することとし、登録者はこれに参加するものとする。

(2) 開催方法

①施設運営者は、5（1）の会議を開催するにあたり少なくとも2週間前に出荷登録者に対して通知することとする。

②会議は対面会議のほかオンライン会議により開催することができるものとする。

6 申込方法

(1) 提出書類

出荷者登録者の申込みにあたり必要な書類及び提出時期は次のとおりとする。

書類区分	項目	時期
申込前書類	出荷登録者申込書（様式第1号）	申込時
申込後書類	承諾書兼誓約書（様式第2号）	新規出荷登録説明後、事務局が指示する時期
	食品衛生法に基づく各種許可・届出証（写し）※	
	PL保険（写し）※	
	栽培管理記録※	施設運営者からの提出依頼時 1品目につき年1回程度

※直売品の種類に応じて必要とする。

(2) 提出方法

① 登録前書類

「6（1）. 提出書類」のうち申込前書類は、以下事務局あて持参、郵送、FAX又はメール送信の方法により提出する。

・事務局所在地	五戸町大字上市川字中山前
・FAX番号	
・メールアドレス	info@komurajouzou.com

ただし、直売所の開業までは以下を提出先とする。

・仮事務所所在地	五戸町字銀杏木13番地5	コムラ醸造株式会社内
・FAX	0178-62-7330	
・メールアドレス	info@komurajouzou.com	

② 登録時書類

「6（1）. 提出書類」のうち申込後書類は、事務局が指示した時期及び場所に持参するものとする。

(様式第1号)

出荷登録者申込書

五戸町農産物直売等拠点施設運営者 様

標記について、五戸町農産物直売等拠点施設出荷登録者規約を了承の上、以下のとおり申し込みます。

令和 年 月 日
(西暦) 20

1. 申込種別

新規登録 ・ 登録内容の変更 ・ 解約

※変更・解約の場合には、その理由

2. 加入者情報

住 所 :

氏 名 : ※法人等団体の場合は要押印

連絡先(電話): (メール):

3. 直売品情報 ※記入欄が不足する場合は、別紙により提出してください。

出荷予定品目	出荷予定量	出荷予定時期	備考
(例) トマト	〇kg/日又は〇kg/年	7月	
品目名は具体的に記入してください。予定量が不明な場合は空白でもよいです。			

4. 許認可

加工品等を出荷予定の方は、所持している営業許可等について以下に記入してください。

5. 代金精算口座

金融機関名: 支 店 名:

預金口座種別: 普通 ・ 当座 口 座 番 号:

口座名義人(フリガナ):

(様式第2号)

承諾書兼誓約書

令和 年 月 日
(西暦) 20

五戸町農産物直売等拠点施設運営者 様

住 所：

氏 名：

代表者：

※法人等団体の場合は、押印してください。

私は、五戸町農産物直売等拠点施設の設置目的を十分に理解し、五戸町農産物直売等拠点施設出荷登録者規約について承諾するとともに、厳守することを誓います。

農産物を出荷する際は、生産する作物に対し、国が認めていない無登録農薬を使用していないこと、並びに国及び私の住所又は所在がある青森県又は岩手県が認めている農薬を適正に使用していることを確約します。

加工食品を出荷する際は、その製造に関する各種許可等を受けていることを確約します。

上記に反する農薬残留等の使用判定がされたとき、異物混入等が判明したときは、私が生産する農産物又は加工食品の出荷販売の停止及び回収処分を行うことに同意するとともに、生産栽培中又は製造中若しくは収穫保管中の生産物又は加工食品は自主廃棄することを誓約します。

また、上記に起因する苦情・返品については、施設運営者と協力し私が最終的な責任を持って対処するとともに、対応に要した費用はすべて私が負担することを誓約します。

なお、この誓約書の期間は生産販売又は製造販売する限り継続することとし、また、誓約書の使用方法、取扱いについては五戸町農産物直売等拠点施設運営者に一任します。

令和 年産 栽培管理記録（標準例）	作物名
----------------------	-----

①圃場等管理	生産者氏名			
	連絡先			
	圃場所在地			
	栽培面積	(a)	収穫数量	(Kg)

(1) 管理記録							
作業日	作業内容	使用種苗、資材			使用機械・使用器具		特記事項
		種苗及び 資材名	数量	入手先	機械・ 器具名	洗浄・ 整備方法	

②栽培管理

作業内容記入項目：耕起、施肥、播種、定植、病害虫防除、除草、害虫防除、収穫、選別、箱付け、シール貼付、出荷 等

(2) 種子・種苗の入手方法等				
<input type="checkbox"/> 自家採取		<input type="checkbox"/> 自家採取以外		
(化学合成資材の処理状況) a. 化学合成肥料 <input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 無処理				
b. 化学合成農薬 <input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 無処理				

(3) 使用資材				
a. 肥料、土壌改良資 材及び堆肥等	資材名	天然・化学 系の別	希釈倍数	窒素成分量
b. 農薬	農薬名	成分回数	希釈倍数	対象病害虫・ 雑草名
c. その資材	資材名	内容	使用目的	使用量
d. 自家製造資材	資材名	原料名	製造方法	